

令和2年4月27日(月)

## 新型コロナウイルス感染症に係る補正予算について

市民の皆さまの健康と生活の安定を守るため、緊急対策の第三弾として、次の事業を実施することとし、令和2年4月30日に開催する臨時市議会に令和2年度美唄市一般会計補正予算(第3号)を提案することとしました。

(単位：千円)

区 分	国	市独自	計
生活支援対策(①・②・③)	2,131,394	19,010	2,150,404
経済支援対策(④)	—	207,800	207,800
計	2,131,394	226,810	2,358,204

### 生活支援対策

#### ①【特別定額給付金事業】21億1,190万円

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、市民への経済的打撃が広範に生じていることを受け、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、**住民1人につき10万円の特別定額給付金を支給**します。

○給付費 2,081,400千円(100千円×20,814人)

○事務費 30,500千円

##### 《事務費の内訳》

職員給与費 13,381千円

消耗品費、郵便料、振込手数料等 11,376千円

システム構築・運用支援委託及び端末等賃借料 5,743千円

#### ②【子育て世帯への臨時特別給付金支給事業】1,949万4千円

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育ての生活を支援する取組として、児童手当を受給する世帯に対し、国における「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を受け、**対象児童1人につき1万円の臨時特別給付金を支給**します。

○給付費 16,810千円(10千円×1,681人) ※対象：0歳～中学生

○事務費 2,684千円

##### 《事務費の内訳》

職員給与費 784千円

消耗品費、郵便料等 1,400千円

システム改修費 500千円

### ③【美唄市子育て支援給付金事業】 1, 901万円

※市独自事業

国の「子育て世帯への臨時特別給付金」に市独自で1万円を上乗せするとともに、さらに児童扶養手当を受給する世帯に対し、対象児童1人につき1万円を追加する「美唄市子育て支援給付金」を支給します。

#### (1) 子育て世帯への臨時特別給付金への上乗せ分

○給付費 16,010千円 (10千円×1,601人) ※公務員の世帯を除く

#### (2) 児童扶養手当受給世帯への追加支給分

○給付費 2,500千円 (10千円×250人)

○事務費 (消耗品費、郵便料) 500千円

## 経済支援対策

### ④【新型コロナウイルス感染症対策経済支援事業】 2億780万円

※市独自事業

新型コロナウイルスの感染拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対し、一定以上の減収があった場合に、市独自に「経営支援金」として緊急支援を行います。

また、北海道による休業要請に協力した店舗等への支援金について、市独自に上乗せの追加支援を行います。

#### (1) 経営支援金 193,800千円

○本年1～12月のいずれかのひと月の売上が、前年同月比で20～50%未満の減少となった事業者に一律300千円を支給

(50%以上減少した事業者については、国の「持続化給付金」が適用)

#### (2) 休業協力支援金 14,000千円

○北海道の休業等(4/25～5/6)の要請に協力した事業者に、道分と合わせて一律300千円となるよう上乗せして支給

##### 《休業協力支援金の内訳》

対 象	北海道	美唄市	合計
・北海道知事が休止を要請する施設を営む法人 ・北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む法人	30万円	対象外	30万円
・北海道知事が休止を要請する施設を営む個人事業主 ・北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む個人事業主	20万円	10万円	30万円
・酒類の提供がある飲食店で19時以降の酒類の提供を取り止めた事業者	10万円	20万円	30万円

お問合せ 0126-62-3131 総務部長 (内線 2110)